

ID: 197

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例 第15条		
例規番号	平成16年 条例第24号		
<p>【根拠条文】 (家賃の減免又は徴収猶予) 第十五条 町長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>一 入居者又は同居者の収入が病気等により著しく低額であるとき。 二 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 三 その他町長が特に必要と認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日